

「第2次あいち地震対策アクションプラン(案)」に対する意見及び県の考え方

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	地域防災力の強化		防災意識の高揚	1	県民への意識啓発		防災協働社会の形成(新規)	県全体で防災力を高め、被害を軽減する県民運動の展開をして、防災協働社会の形成を推進することは大変重要なことと考えます。 ところで、そのためのアクション項目は、防災協働社会の形成(新規)の内容を拝見すると、協議会を設置し、推進大会の開催などで、どうやって形成ができるのでしょうか。他の計画を見ても、会議を設置すれば目的が達成できると思っておられるのか。成果の上がるやり方を検討して、県民にわかりやすく説明してほしい。	確かに、協議会を設置することにより、即、防災協働社会が形成されるものではありません。協議会は、自治体、女性団体、学校、PTA、経済団体などの参加団体が日常の防災活動の取組みなどを協議・検討し、実行することにより、地域における防災活動の継続的な推進の枠組みを作り、県民一人ひとりへの防災意識を高め、県全体としての防災力を強化することを目的としています。	防災局
	〃		〃	1	〃		防災学習システムの整備(新規)	防災学習システムは、一般住民用の他、学校用のシステムを整備した方がより啓発効果が高いと思います。	学校における防災教育は、防災意識を醸成する上で重要と考えています。様々な用途に対応できるようにできるだけ扱いやすいシステムとしていきたいと考えております。	防災局
	〃		〃	1	〃		地震体験車による啓発	愛知県では、地震体験車を何台持っているのか、貸与申し込みしてもいつも出払っているのか、借りられない。もっと台数を増やすべきではないのか。現場に必要な啓発資材の作成を、パンフレットより優先する資材があるのではないのか。缶バッジは、子どもを対象にしたグッズとして最高である。	愛知県では地震体験車を2台保有しておりますが、貸出し対象は市町村となっております。地震体験車を活用した啓発活動を希望する場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。また、市町村によりましては、地震体験車を保有している場合もありますので、そちらも合わせてお尋ねください。なお、啓発資材につきましては、その時々に必要なものを作成してまいります。	防災局
	〃		〃	1	〃		啓発資材等の作成・配付	DVD、パンフレットなどの啓発資材の作成にあたっては、教育委員会としっかり連携していただきたいと思えます。	小学校1年生と中学校1年生用の啓発パンフレットは、教育委員会と防災局で作成しております。内容をよく見直し、教育委員会と連携してより良いものにしていきたいと考えています。	防災局
	〃		〃	1	〃		防災教育センターの充実	防災教育センターの充実とありますが、県立の防災教育センターというのは、今どこにあるのでしょうか。それとも、最近消防署などに作られている施設のことを言っているのでしょうか。県立施設のことならば、交通の便利なところ、例えば名古屋駅周辺か、栄周辺かに作り、岡崎や豊橋などにも支部みたいなものを作って、展示や研修などにも使えるようにしたらどうでしょうか。	県立の防災教育センターは、尾張旭市にある消防学校の敷地内にあります。当面は、現状の施設をより県民に利用しやすい機能に強化するとともに、移設を含めて防災教育センターの整備についても検討してまいります。なお、他の公共団体との共同整備や市町村の防災教育施設の補完機能など、整備方法について、今後検討していく中の選択肢の一つとして考えていきます。	防災局
	〃		〃	1	〃		防災教育センターの充実	県には、防災教育センターがあるのか、まさか、尾張旭市にある消防学校の中にあるものの充実ではないでしょうか。もっと、県民が利用しやすい施設を建設すべきではないのか。	ご意見を受けまして、対策アクション1「県民への意識啓発」のアクション項目「防災教育センターの充実」を、「防災教育センターの充実・整備」に修正いたします。	6
	〃		〃	1	〃		防災教育センターの充実	「防災教育センターの充実」とありますが、是非、新設していただきたいと思えます。予算の関係等があるかと思いますが、名古屋市等と共同で整備するとか、隣接する県と共同で広域的な施設として整備するというのも考えてみてはいかがでしょうか。		7
	〃		〃	1	〃		防災教育センターの充実	防災教育センターは8年間で検討するだけでなく、整備までを目標をすべきである。また、県単独で整備するのではなく、市町村の防災センターと連携を図ることが必要である。		8
	〃		〃	1	〃		防災教育センターの充実	P8 防災教育センターの充実 内容の充実と共に、センターの利用がしやすいように休日の利用ができるようにしていただきたい。	現在は、全ての休日に利用することが可能とはなっていませんが、現状の施設をより県民に利用しやすい機能に強化する際に休日に利用しやすい運営体制にすることも考えていきます。	防災局
	〃		〃	1	〃		-	各対策アクションにおいて、地震についての防災活動、防災知識の普及・啓発や避難訓練などの研修・教育に取り組むことが盛り込まれているが、具体的項目として次のことを提案したい。 地震・津波等の防災情報に関する知識普及、理解の促進 気象庁が発表する地震・津波等に関する防災情報である「地震情報、津波予報・津波情報、東海地震に関連する情報」、さらに新たな情報である「緊急地震速報」など、防災活動のトリガーとなる情報についての正しい知識と理解が、的確な防災対応、特に初動対応には必要である。各アクションにこれらのことも当然含まれているとは思いますが、常日頃から意識していただけるよう、項目に取り上げてほしい。	防災活動に取り組むきっかけとなる情報についての正しい知識と理解については、防災学習システムの整備、啓発資材等の作成・配布の中で実施していきたいと考えております。	防災局

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	地域防災力の強化		防災意識の高揚	2	学校における防災教育の推進		学校防災指導者研修の実施	教員を対象とした学校防災指導者研修は、特に初任者に対する研修が大切かと思っておりますので、重点的に取り組んでいただきたいと思っております。	県教育委員会では、毎年11月第2日曜日の「あいち地震防災の日」の前後に、県立学校の防災担当教員を対象として防災教育指導者研修会を実施しています。初任者に対しては、高等学校初任者研修および新規採用養護教諭研修の中に「安全教育」の時間を設け、防災教育も含めた学校安全全般にわたった講義を実施しています。	教育委員会、防災局
	〃		〃	2	〃		防災教育用教材の作成・配付	2 - 防災教育用教材は、1 - 防災学習システムに活用すべく、関連づけるべきである。	ご指摘のとおり教材と学習システムは連携して学べるように配慮しながら事業を進めていきたいと考えております。	防災局
	〃		〃	2	〃		高校生防災セミナーの実施	高校生を対象とする防災セミナーについては、とてもよいと思っておりますが、小学生を対象とした親子参加型の防災教育なども、もっと取り組んでいただきたいと思っております。	平成15・16年度に県内56小学校（東海地震の「強化地域」、名古屋市を除く）で、「親子で学ぶ参加体験型地震防災教育」を実施しました。その実践取組については報告書にまとめ、県内全小学校（名古屋市を除く）に配布しました。現在は、各小学校でその取組を継続していただくようにしています。市町村または地区の総合防災訓練に学校単位で参加している学校も多いです。	教育委員会
	〃		〃	3	企業防災の推進		事業所の防災対策の促進	事業所の防災対策の促進を掲げておられるが、愛知県の業務継続計画（BCP）はできているのか、企業の自主的な防災対策を推進していくならば、まず、県が見本を示したらどうか。	県は、災害時における対策を講じるとともに、行政の日常的な業務のうち災害時にも継続すべきサービスを円滑に提供するため、既に策定している県地域防災計画、県災害対策実施要綱等と併せて、県としての業務継続計画（BCP）を定めておくことは重要なことと認識しています。現在、国において検討されている「中央省庁版BCPのガイドライン」等との整合性をはかりながら、研究していきたいと考えています。	総務部、防災局
	〃		〃	3	〃		事業所の防災対策の促進	3 - 事業所の自主防災マニュアルと企業のBCPとの違いが不明確。BCPに統合すべきである。	現段階では、事業所の防災対策を促進するため、自主防災マニュアルの作成についても重要だと考えていますので、引き続き促進していきます。 ご意見を受けまして、対策アクション3「企業防災の推進」のアクション項目「事業所の防災対策の促進」の記述のうち、「事業所のための防災マニュアル作成の手引き」に業務継続計画（BCP）の内容を盛り込んだ改訂版を作成を削除いたします。	防災局
	〃		〃	3	〃		中小企業のBCP策定の促進（新規）	P9 中小企業BCP策定の促進 BCP策定手順の作成に当たっては、業態ごとに分かりやすい手順書の作成が望まれます。	中小企業庁がWEB上で公開している「中小企業BCP策定運用指針」を簡略した策定手順を平成19年度に作成する予定であります。	産業労働部
	〃		〃	3	〃	-	-	事業主を対象にした防災カレッジを開いてほしい。	企業防災の推進にあたり、具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	防災局
	〃		〃	3	〃	-	-	平成14年11月に策定した「あいち地震対策アクションプラン」にある、「1、防災意識の高揚」、「2、防災体制の強化」、「3、防災情報通信体制の確立」、「4、耐震化の推進」及び「5、地震に強い施設づくり」は全て重要項目であり、地域連携による、ライフラインの回復に向けた最善の努力は当然だが、重要なのは、災害地での即座の対応である。被災者への支援に必要な物資は、地元の事業者・工業者等による協力が第一である。アクションプランにある企業防災の推進も重要であるが、商工業者による被災者への物資等の提供等に関する体制づくりが必要であり、これを地震対策アクションプランに含めていく必要があると考える。	企業の地域貢献活動は、企業にとっては負担となるものですので、地域貢献意識の高い企業が自主的に実施するものと考えます。そのような企業活動に対しては県も支援してまいりたいと考えます。 なお、災害発生時に企業が協力できる事項を県や市町村にご提案いただき、必要なものについては、引き続き協定を締結してまいります。	防災局
	〃		〃	5	津波避難意識の向上		津波警報の確実な伝達（新規）	P11 津波警報の確実な伝達 津波警報伝達システム（仮称）は住民まで津波警報が伝達されるのでしょうか。また、避難勧告等も伝達できるのでしょうか。	津波警報については、気象業務法（第15条）、同施行令（第7条）により関係市町村長に通知する実施機関として警察が明示されており、現状は、中部管区警察局からの連絡により警察本部通信指令課が一斉無線指令等により関係警察署に対して伝達を行っています。 今後、津波情報の伝達を、より迅速確実なものとするためには、処理の自動化（システム化）は不可欠であり、津波警報伝達システム（仮称）として導入に向けて検討を進めています。 この津波警報伝達システム（仮称）は、警察組織内のものであり、住民の方々に伝達するものではありませんが、このシステムが完成すれば、これまで以上に早く交番、駐在署及びパトカーの警察官に伝達され、地域住民に広報されることとなります。 なお、避難勧告等については、市町村長が一義的な責任を有するものでありますが、警察は、これらを補完しつつ、地域住民に対し、広報、誘導、警戒活動等を行います。	警察本部

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	地域防災力の強化		地域の防災組織等の強化	6	自主防災組織活動の推進		地域の防災リーダーの育成(新規)	P4 自主防災組織の充実・育成 P12 対策アクション6 地域の防災リーダーの育成 自主防災組織は町内会の活動であるので、地域コミュニティの再生と自主防災組織の活性化のためには防災リーダーの育成は町内組織を活用するようにすべきではないでしょうか。例えば、町内会長が防災リーダーとして育成研修を受けるか、町内会長の推薦により研修を受けるなどの対応が考えられます。	ご指摘のとおり、自主防災組織は地域と非常に密着した組織であり、自主防災組織の活性化には、町内会組織の理解・協力が不可欠と考えております。愛知県では防災リーダーの養成として「あいち防災カレッジ」を開催していましたが、募集の段階で市町村からの推薦枠等を設けるなど、より地域の実情とニーズには対応していると考えております。また、今後は更に市町村と連携・協力して地域に密着した防災リーダーを育成したいと考えております。	防災局
	〃		〃	6	〃		自主防災組織の活動の活性化(新規)	自主防災組織というのは、ボランティアのことですか、NPOのことですか。あまり聞いたことがありません。私どもの町内会では活動の一部として、防災訓練を年1回行っていますが、そういうのも入るのでしょうか。町内会長さんは高齢なので、あまり活発な活動やましてや、リーダーとしては期待できないと思います。自主防災組織というのは、どのようにして作られるのでしょうか。	自主防災組織とは、災害対策基本法第5条第2項で定める「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」です。ボランティア、NPOとは異なります。自主防災組織の活動は、町内会組織と非常に密着した活動であり、ご質問の防災訓練は、自主防災組織の活動の一環であると考えられます。なお、自主防災組織の活動等につきましては、お住まいの市町村にご確認ください。	防災局
	〃		〃	6	〃		自主防災組織及び防災関係機関のネットワーク活動の推進	「自主防災組織及び防災関係機関のネットワーク活動の推進」とあるが、「防災関係機関」というのがわかりにくいと思います。「地域の防災の担い手」という表現はどうでしょうか。また、県建設部で養成している防災まちづくりアドバイザーや耐震化アドバイザーも地域の担い手に含めてもよいのではないのでしょうか。	防災関係機関とは、広く防災に関係する団体などを言い、消防団、企業、地域に根ざした団体も含まれることから、従来から防災関係機関としているところですが、防災まちづくりアドバイザーや耐震アドバイザー、そして、あいち防災リーダーなども地域の担い手であると考えています。	防災局
	〃		〃	6	〃		-	ボランティア、NPOがしきりと注目されているが、彼らの活動は所詮自己満足でしかない。やはり本当に頼りになるのは地縁血縁だ。災害時の困ったときには、まずは親戚や町内で助け合い、次に役所に助けをもらいたい。もっと、町内会への啓発や消防団への支援に力を入れるべきではないか。	大規模災害時には、行政機関の災害対応力にも限界がありますので、復興時のNPO・ボランティアの活動は有効だと考えられます。また、大規模災害時の初動活動としては、「自主防災組織」が有効であると考えられます。自主防災組織には、引き続き市町村を通じて支援等を行ってまいります。	防災局
	〃		〃	8	防災ボランティア活動の支援		防災ボランティア団体・NPOとの連携	P13 対策アクション8 防災ボランティア団体・NPOとの連携 大規模災害時には、県内ボランティアコーディネーターも被災者となり、また、地域の一員として活動されることとなるので、県域を越えた防災ボランティアコーディネーターとの連携も視野にいれる活動が望まれます。	県域を越えた防災ボランティアコーディネーターの受け入れについては、どういった手法をとっていくのが適切かこのアクション項目の中で今後検討していきたいと考えています。	防災局
	〃		〃	8	〃		-	愛知県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会において、災害救援体制の整備を整えることを18年度の最重点課題として取り組んでおります。その内容としては、1つ目は災害救援ボランティアセンターの設置・運営で、中心的役割を果たすこと。2つ目は災害時要援護者等の支援に取り組むこと。最重点課題とした根拠として、1つ目の「災害時のボランティアの受け入れとなる災害救援ボランティアセンター」(市町村の地域防災計画では市町村ボランティア支援本部とっています)については、各市町村社会福祉協議会には、ボランティアセンターが設置されていること、全国で起きている災害に対するボランティアセンターの運営の中心は、市町村の社会福祉協議会となっているという実績があること。愛知県での具体的な取り組みとして愛知県社協と市町村社協と応援協定(ボランティア派遣も含む)を結んでいること。災害救援ボランティアセンターの設置・運営の研修と訓練を実施していることです。2つ目の「災害時要援護者等の支援」については、平成18年に内閣府が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、福祉関係組織として「社会福祉協議会」と要援護者の把握、避難支援プランの作成等での連携が明示されていること。愛知県内でも実際に行政と社協の連携によって「要援護者の把握」を実施しているところもあり、「日常的な要援護者の支援・見守り活動」は多くの市町村社会福祉協議会で事業として取り組まれていることです。提案 以上のことから、 (次ページへ続く)	1つ目の「災害救援ボランティアセンター」につきましては、愛知県では全国に先駆け、県内の防災ボランティア団体と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を結び、大規模な災害が発生した場合には、すばやく広域ボランティア支援本部を立上げ、協定先の団体等から駆けつけたボランティアコーディネーターが運営を行う、いわゆる公設民営型としています。ご提案の～の項目については、いずれも「地域の防災組織等の強化 <対策アクション8> 防災ボランティア活動の支援 防災ボランティア団体・NPOとの連携」の中に含まれていると考えておりますので、あえて表記は致しませんが、ご提案の内容については引き続き取り組んでまいります。	防災局

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	災害対策への備え		災害応急体制の整備	22	災害時要援護者支援・避難体制の整備			〔前ページの続き〕 1つ目の「災害救援ボランティアセンター」に関連して「地域の防災組織等の強化 対策アクション8 防災ボランティア活動の支援」の項に一部も関連内容が掲載されていますが、「災害応急体制の整備」の対策アクションに「災害救援ボランティアセンターの整備」という項目を入れ 愛知県における「広域ボランティア支援本部」の体制整備 市町村地域防災計画における「市町村災害救援ボランティアセンター」の位置づけの明確化と社会福祉協議会との連携による体制整備の促進 県「広域ボランティア支援本部」と市町村「災害救援ボランティアセンター」との連携 以上、3点を明記していただくことを望みます。 現状は県「広域ボランティア支援本部」と市町村「災害救援ボランティアセンター」も不明確な点が多く、今のままでは災害発生時混乱が起き早期の対応は望めないと考えます。 2つ目の「災害時要援護者等の支援」に関連して先に記載した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に添った追加訂正が必要ではないかと思います。 情報伝達の整備 災害時要援護者情報の共有 災害時要援護者の避難支援計画 避難所における支援 関係機関等との連携	2つ目の「災害時要援護者等の支援」につきましては、ご指摘の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」における課題 から とアクションプランにおける項目の記述の異なる点については、県作成の「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」には記載されておりますのでアクションプランの修正は必要ないものと考えております。 なお、市町村に対しましては、引き続き体制の早期整備に向けて助言してまいります。	健康福祉部
	地域防災力の強化		地域の防災組織等の強化	9	市町村の防災力強化の支援		市町村地震防災対策事業の促進	P14 対策アクション9 市町村の防災力強化の支援 市町村地震防災対策事業の促進 本市では、事業の推進のため、過去愛知県緊急市町村地震防災対策事業補助金を利用しておりますが、より一層の推進のため、補助金の充実・強化を望みます。	本県では、市町村の地震防災対策事業を支援するため、東海地震防災対策強化地域の指定拡大が行われた平成14年度に「緊急市町村地震防災対策事業費補助金」制度を創設するとともに、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等の状況を踏まえ、補助金の予算額の増額・対象事業の充実に努めてまいりました。 今後も、市町村が実施する地震防災対策事業の支援・促進を図ってまいります。	防災局
	防災型まちづくりの推進		耐震化の推進	10	民間建築物の耐震化の促進		住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化が現行アクションプランの中間報告で、目標達成できない項目であったと記憶している。本年度計画期間が満了するが目標達成はできたのか。特に、民間木造住宅の耐震化は最重点課題であると考え、県は、第2次のアクションプランで住宅の耐震化率90%の目標を立て計画を推進することになっているが、目標達成に向けてどのように目標をクリアしていくのか、具体的な内容も行動計画に明示していただきたい。	診断・改修ともに目標には達しませんでした。目標達成のためには、啓発・周知の徹底が重要と考えており、従来からのダイレクトメール・市町村広報・各種イベントや講演会のほか、新たに地域ぐるみでの防災まちづくり活動の支援や「ローラー作戦」等の実施を進める等により、対象者の意識啓発を一層推進し、耐震化を促進してまいります。	建設部
	〃		〃	10	〃		住宅の耐震化の促進	自分は、マンションに住んでいるが、耐震偽装の問題などで自分のマンションが地震に大丈夫か心配だ。非木造共同住宅の耐震化の促進で、自己負担なしで耐震診断や改修に補助をもらえるようになるのか。	国の補助制度を活用し、マンションなど非木造住宅の耐震診断・改修費補助制度の新設を検討しておりますが、所有者の方にも負担頂く制度となる予定です。	建設部
	〃		〃	10	〃		住宅の耐震化の促進	耐震化促進のための旧基準の木造住宅全てを対象としたローラー作戦は、とても効果が上がると思います。人手が不足するようであれば、県職員OBなどを活用してはいかがでしょうか。	木造住宅の耐震化は、建築物の耐震化の中でも最も重要であり、旧基準木造住宅に個別にもれなく周知する「ローラー作戦」等でさらに一層啓発普及に努めることは、有効であると考えます。 住宅の耐震化事業の主体は、市町村ですので、推進の具体的な方法は市町村で検討頂くことを想定していますが、県としても支援してまいります。	建設部
	〃		〃	10	〃		住宅の耐震化の促進	P15 対策アクション10 民間建築物の耐震化の促進 住宅の耐震化の促進 (1)木造住宅の耐震化の促進 後段、ローラー作戦と記述されているが、事業主体は、だれでしょうか。なお、市町村が事業主体の場合、本市では、管内世帯数が膨大なため、事業の推進が困難だと思われる。		建設部
	〃		〃	10	〃		一般建築物の耐震化の促進	住宅には耐震診断補助と耐震改修補助があるが、事業用の事務所、工場、店舗などの耐震化に対しても補助してほしい。中小零細企業には資金的余裕がない。	建築物の耐震診断・改修費補助事業は、木造住宅のように大きな人命被害が想定されるものから優先して進めてきました。今後、マンションなどや、非木造住宅や避難施設・救急施設などについても耐震化事業の対象とすることを検討しております。	建設部
	〃		〃	10	〃		家具等の転倒防止対策の促進	P4 家具の固定 目標数値60%の根拠は何ですか。耐震化が90%なのに家具の固定が60%では低いのではないのでしょうか。	国の地震防災戦略では、26年度までに強化地域等で54%、推進地域等で51%とするとしているため、60%と設定しました。期間内にこの数値目標が達成できるようであれば、より高い目標に変更していきたいと考えています。	防災局

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	防災型まちづくりの推進		耐震化の推進	10	民間建築物の耐震化の促進	-	-	マンション等の集合住宅では復旧に問題がでている。法整備の問題かもしれないが検討の余地はないだろうか。	マンション等の集合住宅を建て替える場合は、区分所有法に基づく建て替え決議を経て建て替えをする手続きがありました。建て替え決議の事業実施段階での規定が用意されていなかったため、阪神・淡路大震災でもその建て替えには様々な困難が伴ったところ。このような状況を踏まえ、平成14年にマンション建替え円滑化法が制定され、建て替え決議後は法に基づくマンション建替組合を設立し、組合議決により建て替えを進めていく手続きが新たに整備されました。マンション建替え円滑化法によるこれらの手続きは、知事、政令指定都市・中核市・特例市の各市長が認可等を通じ指導監督をすることとなっています。	建設部
	"		"	10	"		一般建築物の耐震化の促進	県の施設や医療施設、学校の耐震化はいつまでかかるのですか。地震はいつ来るのかわからないから、公共施設が率先して耐震化しなければ住民は安心できません。また、デパートやショッピングセンターなどの多くの人が集まる建物は安全なのですか。	建築物の耐震化については、現在、耐震改修促進法に基づき、県の「耐震改修促進計画」を策定中です。この計画では住宅及び一定規模以上の多数の方が利用する建築物については、平成27年度までに耐震化率を9割とする目標を定めて計画的に推進することとして検討しているところです。中でも一定規模以上で多数の方が利用する公共建築物については、全てを平成27年度までに耐震化するよう努めていくこととしています。	建設部、 教育委員会
	"		"	11	県有施設等の耐震化の推進		一般県有施設(庁舎・警察署・病院・県民利用施設等)の耐震改修の推進			34
	"		"	12	学校施設の耐震化の推進		県立学校施設の耐震改修の推進		なお、県立学校につきましても、「緊急性が高く、特に耐震性の低い施設」について平成18年度で耐震改修が完了いたします。「その次の段階で対応すべき耐震性の低い施設」につきましても、平成19年度以降引き続き耐震改修を行うための計画作成を進めております。	
	"		"	11	県有施設等の耐震化の推進		県有施設の耐震診断結果の公表	他県のホームページをみると、県の施設や県立学校の耐震診断の結果や耐震改修の状況を掲載しているところがありますので、県でも掲載してください。また、市町村の施設や学校は避難所にもなりますので、ぜひ市町村のホームページに耐震診断の結果や耐震改修の状況を掲載するよう、指導してください。	多数の県民が利用する県有建築物については、耐震診断の結果や耐震改修の実施状況についてホームページにより公表します。また、多数の住民が利用する市町村有建築物についても耐震化の状況をホームページで公表するよう指導してまいります。	建設部、 教育委員会
	"		"	12	学校施設の耐震化の推進		県立学校施設の耐震改修の推進		なお、県立学校につきましても、耐震診断の結果や耐震改修の状況についてホームページによる公表を計画しております。また、市町村立学校に対しては、耐震診断の結果や耐震改修の状況をホームページ等で掲載するよう指導していきます。	35
	"		"	11	県有施設等の耐震化の推進		県有施設の耐震診断結果の公表	地震被害の半減には震度7地域での倒壊家屋半減が必須条件であるが、その達成には相当の覚悟が必要であろう。これまでの経験からすると、住民の反応は、自宅の倒壊を「まさか」と受け止めるか、諦めの境地か、あるいは先の話と受け止めるかで、とにかく関心が薄い。個々に危険を指摘するのが有効と思われるが、資産価値下落と迷惑がられる虞があり、現実的ではない。頼みは学校等の公共施設である。「県有施設の耐震診断結果の公表」が挙げられているが、範囲を広げて耐震診断を公の施設全てについて実施し、該当地域で公表する等、それを教材にして耐震の必要性を具体的に説明し、地震防災の啓蒙を図るのが効果的と思われる。	今後、200㎡以上で多数の県民が利用する県有建築物についても耐震診断の実施を計画しております。	建設部
	"		"	13	公共構造物の耐震化等の推進		低地地域の河川施設の耐震化の推進	P5 海岸保全施設整備の促進 P17対策アクション13に追加 海岸堤防だけでなく、津波の河川遡上を考慮して、河川堤防の強化も必要ではないでしょうか。	愛知県が管理する河川において、海に直接流れ込む河川は63河川あり、そのうちの43河川については河口部に水門が整備されています。その他の河川につきましては、伊勢湾台風時の高潮を対象とした高潮堤防(T.P.4m~6m程度)の整備等がなされています。なお、平成14年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」によりますと、東海、東南海地震時に河口部で想定される津波高さは、最大T.P.4m程度であるとされています。	建設部
	"		"	13	公共構造物の耐震化等の推進		海岸施設の耐震化等の推進		しかしながら、地震時における地盤の液状化などにより河川堤防が沈下しますと、地盤が低い河口付近の地域では、潮位によっては、沈下箇所から海水が浸入し浸水被害が発生する場合があります。愛知県では、兵庫県南部地震を契機に国が作成したマニュアルに基づいて堤防の耐震点検を行い、その結果、重大な被害が発生する恐れのある箇所を優先区間として、耐震対策工事を行っています。	37
	"		"	13	公共構造物の耐震化等の推進		海岸施設の耐震化等の推進		第2次アクションプランでは、P17「対策アクション13 低地地域の河川施設の耐震化の推進」に記述しましたとおり、引き続き河川堤防の耐震対策を推進していきます。また、具体的な数値目標を併せて記載します。	
	"		"						ご意見を受けまして、「津波によって発生する死者数の半減のための具体目標」のうち「海岸保全施設整備の推進」を、「海岸・河川保全施設整備の推進」に修正いたします。	

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	防災型まちづくりの推進		地震に強い施設づくり	16	広域防災活動拠点の確保		防災活動拠点の見直し、確保	都市公園は広域避難場所や自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点や広域物資拠点になるとのことですが、私の承知している限り、どの公園においても、公園のどの部分はどこが、どのように使うか公表されていないと思いますが、どのようになっているのでしょうか。	救援部隊の活動拠点などとして使用を考えている都市公園などについては、現在県内全域における活動拠点の配置や各公園等個別の使用区分について各市町村と調整を実施中です。すでに一部の公園については市町村が避難場所の案内表示をしています。また昨年度救援部隊が使用する予定の場所にその旨を示す標識看板を県内19箇所の主要な活動拠点予定地に県が設置しました。今後更にこの整備を進めていくとともに、市町村と協力して住民の皆様によりわかりやすく案内するための案内板などの整備を進めていきます。	防災局
	"	-	-	-	-	-	-	防災型まちづくりを強く推進願いたい。 - 耐震化の推進 - 民間建築物の耐震化促進 県有施設の耐震化促進 学校施設の耐震化促進 公共建造物の耐震化促進 など	阪神淡路大震災や東海豪雨などでは、災害に対する都市の脆弱性が明らかとなったことから、建築物や公共建造物の耐震化は地震防災対策の大きな柱の一つであり、大変重要であると認識していますので、引き続き推進していきます。	防災局
	災害対策への備え		防災体制の強化	17	地震対策推進体制の充実強化		県警察東海地震対策委員会の開催	P21 対策アクション17 県警察東海地震対策委員会の開催 災害警備には緊急輸送道路の確保のための交通規制が初動体制確立のためにも重要ですので、その旨も盛り込まれてはいかげしょうか。	震災対策は、警察業務の多岐にわたるため、県警の総力を挙げて取り組むことを目的として「県警察東海地震対策委員会」を開催しています。この会議では、県警の行う震災対策全般を審議しており、交通対策も含まれています。	警察本部
	"		"	19	災害時の情報収集・伝達体制の強化		耐震衛星通信施設の運営	19 - 、現在の施設やシステムを運営していくことは、行政の平常業務であり、それがアクションプランの目標になるのか。体制の強化と施策に掲げるなら、強化すべき内容と、その運用によって達成すべき目標を示すことが必要である。	現在の耐震衛星通信施設や防災情報システムをより適切に運用することが、情報収集・伝達体制の強化につながると考えられるため、「災害対策への備え」という目標への一項目になると考えております。なお、防災情報システムの強化内容としては、に示すように、県民への迅速な情報提供を可能とするため、データ提供方法の見直しを行って参ります。	防災局
	"		"	19	"		防災情報システムの運用			41
	"		"	19	"		多様なメディアを活用した情報伝達体制の検討	「対策アクション19 災害時の情報収集・伝達の強化」について上記には、ITを活用した情報伝達手段について明記されていますが、災害時に最も効果的な伝達手段の一つとして、紙があると思います。混乱した状況下では、避難場所などをわざわざパソコンなどで確認するとは考えられません。紙で確認し、持ち歩いたりするはずで、例えば給水・食料配給スケジュールなど支援情報の連絡も、万人がわかりやすい紙で回覧・配布して欲しいと考えます。過去の災害では、被災者への支援情報がくちづてに誤って伝わるケースもあったと聞きます。内容が変わらない紙文書を利用すれば、正確な情報が確実に住民に伝達できると考えます。アクションプランには、紙による伝達が計画されていないように思われますので、是非計画に含めていただきたいと思えます。また、具体例としては、ハイブリット車に複写機を積み込んで避難所に情報を伝達する手法が考えられます。さらに防災情報等を受信できる装置があれば、最新の支援情報を印刷・複写できると思えます。	災害時の情報伝達につきましては、県内市町村と連携し、防災行政無線、広報車・職員・消防団等による巡回など、様々な手段による伝達を考えておく必要がありますが、報道機関と連携した情報伝達も非常に有効な手段の一つと考えており、アクションプランの項目としております。なお、紙による伝達につきましても非常に重要と認識しており、従来同様、報道機関への記者発表につきましては、紙文書での資料提供を継続してまいりますし、各市町村における避難所の運営につきましても、紙文書を掲示、配布するなどの伝達手段がとられると考えております。ご提案頂いた件につきましては、災害時の道路状況等に応じて考えていくこととなりますが、今後の参考にさせていただきますと考えております。	防災局
	"		"	19	"		防災情報システムによるデータ提供方法の見直し(新規)			43
	"		"	19	"		全国瞬時警報システム等の整備(新規)	緊急地震速報について、整備が可能となった段階で対応するとありますが、最近、本格的な運用が平成19年の9月頃に始まるとの新聞報道がありました。愛知県ではどのようになりますか。	緊急地震速報につきましては、速報システムが広く周知されないうちは混乱を引き起こす可能性があることや、震源に近いほど情報が間に合わない可能性が高いことなど、様々な検討課題が残されていると聞いております。このため、本県としては、気象庁による広報活動や技術的な検討を助成しながら、導入方法・時期などについて検討してまいります。	防災局
	"		"	20	広域的な連携・強化		ライフライン関係機関との連携	対策アクション14(延焼を防ぐまちづくりの推進) 阪神・淡路大地震では、地震による停電状態が回復した際、無人の家屋等の電化製品の電源が入り、それが原因で出火した事例があったと聞きます。このことから、大袈裟かもしれませんが、安全確認できた家又は地域から復電させていくようなシステムが必要ではないでしょうか。	中部電力(株)に確認したところ、地震災害等の発生時のお客さまへの送電再開時の、安全確保のための取扱いとして、次のように定めているとのこと。 お客さま在宅時 お客さまに屋内の電気機器の不具合、ガス漏れの様子などを確認いただき、不使用および不良機器の電源プラグを抜いていただいたうえで、絶縁測定実施後、安全が確認できれば送電を再開する。 お客さま不在時 お客さま不在時には送電を行わず、「送電停止中に関するチラシ」を投函させていただきます。後日お客さま立ち会いのもと安全を確認したうえで送電を行う。	防災局

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	災害対策への備え		防災体制の強化	20	広域的な連携・強化		ライフライン関係機関との連携	P4 緊急輸送道路橋梁の耐震補強 緊急輸送道路は橋梁以外にも、水道、下水道、ガスなど地下埋設物の損傷、周辺建物の倒壊などによる障害により交通障害が発生する可能性があります。地下埋設物、周辺建物の耐震化なども促進すべきであると考えます。	地下埋設物については、それぞれの設備に応じた基準に基づき耐震性を有した設計がされています。また、耐震診断の結果、必要な改修が進められています。 なお、地下埋設物の内、流域下水道の幹線管渠に関しては、P17対策アクション13の にあるとおり、重要構造物下の管渠を優先的に耐震化を進めていく計画であるため、緊急輸送道路下の管渠のうち耐震化の必要な箇所を最優先に対策を行うこととしています。	防災局、建設部
	〃		災害応急体制の整備	27	緊急輸送体制の整備		緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進		また、周辺建物については、平成18年1月に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律では、緊急輸送道路沿いの一定規模を超える(道路閉塞のおそれのある)建築物の所有者に、必要に応じて耐震改修に努めなければならないと定めています。このため、まず、所有者に耐震性に係る報告を求め、必要に応じて耐震診断・耐震改修を行うよう指導します。	45
	〃		防災体制の強化	20	広域的な連携・強化		中部圏の9県1市相互の地震対策の連携	P24 対策アクション20 広域的な連携・強化 政令市は名古屋市以外にも静岡県があり、平成19年4月1日には浜松市も政令市になることから9県3市となるべきではないでしょうか。	中部9県1市相互の地震対策の連携については、構成する9県1市が加盟する「災害応援に関する協定」に基づき運用しております。静岡市、浜松市について、静岡県が、当該協定への加盟についての意向確認したところ、加盟する意向はないとのことであり、両市を協定の当事者として考える応援体制が制度化している訳ではありません。 しかし、静岡市、浜松市とも、広域災害応援については、静岡県を通じて積極的に行いたい意向であると伺っております。	防災局
	〃		〃	20	〃		東海地震及び東南海・南海地震の関係都府県市との連携			46
	〃		〃	21	地震に関する調査研究の推進		震度観測・調査の実施	こまかいことではあるが、25ページ、震度観測・調査の実施は活用という観点からひと工夫が欲しい。	この調査は地震対策の基礎資料としての用途の他に、一般県民の方にこの地方における地震記録を通して地震について理解を深めて頂くためにも活用しております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。	防災局
	〃		災害応急体制の整備	22	災害時要援護者支援・避難体制の整備		市町村災害時要援護者支援体制マニュアルの周知徹底	災害時要援護者について、内閣府のホームページに掲載されているガイドラインをみると、災害時要援護者個々の避難支援プランを作成するとありますが、市町村ではあまり進んでいないと思いますが、県として何か支援していただけることはありますか。	各市町村において地域の実情に応じた災害時要援護者の支援対策が構築されるよう、県としても関係課長会議を開催するなどして周知を図っておりますが、今後とも市町村との会議などを通じて積極的に情報交換及び情報提供等に努め促進を図っていきます。	健康福祉部
	〃		〃	22	〃		災害時要援護者等の避難誘導体制の整備の促進			48
	〃		〃	26	食糧・生活必需品等の確保		災害時応急物資の調達に係る事務処理マニュアルの整備(新規)	P29 対策アクション26 食糧・生活必需品等の確保 災害時応急物資の調達に係る事務処理マニュアルの整備(新規) 大規模災害が発生(発生するおそれがある場合を含む)と記述されていますが、発生するおそれがある場合とは、東海地震の警戒宣言発表も含むと考えてよろしいでしょうか。	大規模災害が発生するおそれがある場合には、地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合を含みます。 愛知県では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、愛知県災害対策本部が設置されます。また、地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合には、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき愛知県地震災害警戒本部が設置されます。これらの対策本部が設置された場合において、災害用物資を緊急に調達するためのマニュアルを作成します。	出納事務局
	〃		〃	27	緊急輸送体制の整備		緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進	地震で橋梁が使えなくなると、そのダメージは大きいから、橋梁の耐震化は重要だ。災害時の物資の搬送はもちろん、会社が事業を続けるのにも資材や製品の搬送ができなければだめだ。優先確保ルートの耐震化を進めるのは分かるが、それ以外の産業道路の橋梁の耐震化は進んでいるのか？	優先確保ルートには主要な幹線道路は含まれており、このルート上の橋梁については既に耐震化を進めております。また、今回の新アクションプランでは、優先ルート以外の道路につきましても、建設年次の古い橋梁を優先整備橋梁と定めて、耐震化を進めてまいります。	建設部
	〃		〃	27	〃		緊急交通路(交通規制)の見直し	交通規制 対策に当たる人にとっても、物の輸送に当たる者にとっても交通が大切なことは皆が分かっている。そのわりには、交通規制に触れる部分が弱いと思う。警察でできないならはっきりそう宣言して、最低でもこの路線は交通規制をしてそういう車以外は走らせない。よって、一般の車は、それ以外の路線を何日かかっても走りなさいと明示することが必要だと思う。できることと、できないことをはっきりすべき。	災害時における交通対策は、被災者の救護、救援部隊・物資の輸送などに直接かかわる重要な対策であるため、迅速的確な対応ができるように交通規制計画を策定しています。 なお、災害時の交通対策は、県警ホームページに掲載しているほか、愛知県地域防災計画にも掲載しています。 実際に災害が発生した場合には、交通情報板、路側通信(交トラジオ1620kHz)、FAX・音声交通情報提供システム、VICS(カーナビ)により直接県民に情報提供するほか、日本道路交通情報センターや報道機関に情報提供していきます。	警察本部
	〃		被災後の生活安定対策の準備	29	被災者の住宅確保		公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備	29 - 把握するだけか？ 標題の説明内容が一致していない。	把握した空家情報につきましては、取りまとめをしたうえで関係市町村等を通じて被災された方へ提供します。また、このうち、県営住宅につきましては、県が管理者として入居者の募集・決定をします。	建設部

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局
	災害対策への備え		被災後の生活安定対策の準備	33	復興に向けた準備	-	-	義援金の確保 全国からより多くの義援金をいただくにはどうすべきかを研究する必要がある。県民の多い愛知県は一世帯当たりになると少ない額になる。島原や奥尻島を見習おう。愛知県は金持ちだと思われる。こうした現状では同情がいかにか大切に貧欲に考えよう。テレビを通じて「今回の災害に際して全国の皆さんから…ありがとうございます」と話された普賢岳の鐘ヶ江市長の見習う例もある。	ご意見は参考とさせていただきます。	防災局
	全般							数値目標 こういうことを行うことによってこれだけ被害が減少できるという目標はわかりやすい。しかし、どういう考えでこの数値が出たのか、しっかり説明できますか。納得いく説明が無理ならそれを表現する必要はなかるう。選挙のマニフェストでもあるまい、地震対策は県民の納得が大切なことだと考える。	平成14年度に実施した「東海地震・東南海地震等の被害予測調査」の手法を用いて、その被害を半減させるために必要な事業量を推計することにより、数値目標を算出しています。	防災局
	全般							キメ細かな対策項目が抽出され、具体的実施内容が検討されており、安心感が得られます。ただし、災害はいつ発生するか誰にも予測することは不可能であると思います。アクションプランは、大変立派に策定されていますが、皆さんが落ち着いて具体的な行動に移せるかが重要なポイントになると考えられます。行政・企業・市民が一体となり防災意識が浸透されるよう広報活動を継続実施されることを要望いたします。	災害から住民の生命、財産、身体を守るためには、県、市町村、県民、事業者等がそれぞれの責務と役割を認識し、減災に向けた共同体意識の醸成や、防災活動の活発化、その取組みの拡大など、県民運動を積極的に展開して地域防災力の強化を図るための広報活動が重要であると考えます。今回、新規アクション項目として掲載している「防災協働社会の形成」、「防災学習システムの整備」等を含め、積極的に広報活動に取組んでいきます。	防災局
	全般							達成すべき数値目標、時期を具体的に定めた14項目の具体目標を設定するとありますが、時期が記載されていないものは、26年度ということですか。26年度の計画期間満了時における目標達成ではなく、重点化するような項目は、短期目標の23年度を達成時期とすべきと考えます。	達成時期の記載がない項目については、平成26年度が目標年度となります。本計画は、平成26年度までに地震被害(人的被害及び経済被害額)を半減させるために、各アクション項目ごとに可能な限りの目標年度を設定しています。	防災局
	全般							南海トラフ巨大地震の繰り返し間隔を約100年とすれば、東南海地震の次は21世紀半である。早くなるという説もあるが、ひとつの説に過ぎない。したがって、5年間の目標を設定するのは当然であるが、計画期間8年と併記すると、その意味が理解できない。	国の中央防災会議が、平成17年3月に、東海地震及び東南海・南海地震について、それぞれの被害想定を基に平成26年度までに被害を半減するための具体的な数値目標やその達成時期などを掲げて策定した「地震防災戦略」を踏まえ、平成19年度から平成26年度まで(8年間)を本計画の計画期間としています。目標達成の確実性を図るために、平成23年度までの5年間の短期目標を併せて設定します。	防災局
	全般							地震被害半減には、まだ何が不足か明確にしてほしい。第1次アクションプランの達成度についての解説があると第2次計画への取り組む姿勢がより明確になると思われる。	本計画(第2次計画)は、平成14年度に実施した「東海地震・東南海地震等の被害予測調査」の手法を用いて、その被害を半減させるために必要な事業量を推計しています。また、第1次計画の実績見込みについても、併せて第2次計画に掲載します。	防災局
	全般							愛知県においては、直下型地震よりも南海トラフの巨大地震の危険性の方がはるかに大きいし、切迫している。被害発生の様相も直下型地震とはかなり違ったものになると思われるが、対策のお手本は阪神淡路のままである。近年、地球シミュレーターのような計算機も利用できるようになったこともあり、精密な被害発生予測が(原理的には)可能である。その実施により、各地域に適した地震防災対策の更新を図るべきである。それが一応終了してから直下型地震への対策を考えるべきではなかるうか。	本県では、東海地震と東南海地震が連動して起こった場合の被害を想定し、その被害を半減させるために本計画を策定・推進していきます。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	防災局
	全般							減災目標について すべての項目について数値目標を掲げるべき。数値の掲げられていないものがある。	減災目標については、地震被害(人的被害及び経済被害額)の半減を掲げています。個々の被害軽減策である各アクション項目については、可能な限り数値目標を公表時に掲載することとしています。	防災局
	全般							意見の聴取範囲 アクションプラン項目についてはそれぞれ具体的な施策がかかげられているはずだが、その具体的な施策について数値目標を示し、県民の意見を聴くべきである。		61
	全般							今後8年間の計画でありながら、目先の計画が多く、8年間を見据えた具体的な施策が示されていない。	本計画は、平成19年度から平成26年度までの8年間で、地震被害(人的被害及び経済被害額)を半減させるため、地震防災の施策を総合的かつ計画的に推進する総合的な計画であり、住宅等の耐震化、密集市街地の整備を始めとした具体的な中長期計画も掲載しています。また、目標達成の確実性を図るために、平成23年度までの5年間の短期目標を併せて設定	防災局
	全般							年次計画を示すべきである。	します。	63

区分	目標	区分	施策の柱	区分	対策アクション	区分	アクション項目	提出された意見	意見に対する県の考え方	担当部局	
	全般							想定する地震に対する考え方が明確に示されていない。減災目標の死者数はどんな想定から設定された数字なのか。想定される地震が異なれば数字が変わるが、その場合の目標はどうなるのか。	被害想定については、平成14年度に実施した「東海地震・東南海地震等の被害予測調査」でのシミュレーションのうち、最も被害が大きくなる「東海地震と東南海地震が連動して起こった場合」、「冬の早朝5時に発生した場合」から被害を想定しています。	防災局	64
	全般							P4 3具体目標 (1)人的被害の軽減 減災目標を達成するために、必要なアクション項目が、どれかよくわかりません。ついては、アクションプランにて、どのアクション項目が被害の軽減に直接寄与するアクション項目なのか明示願います。(「静岡県地震対策アクションプログラム2006」と同様な表示)	具体目標を達成するために重点的に実施するアクション項目については、公表時にお示ししたいと考えています。	防災局	65
	全般							具体目標について 人的被害の軽減として死者数半減を目標としていますが、具体的にどの項目がどのような効果をもたらすのでしょうか？それぞれについて具体的な計算根拠をお示しいただきたい。経済被害についても人的被害と同様をお願いします。	平成14年度に実施した「東海地震・東南海地震等被害予測調査」において、東海地震、東南海地震が連動発生した場合の人的被害、経済被害について算定しています。同じ算定方法を利用して、人的被害、経済被害が半減するために必要な住宅の耐震化量を始めた防炎対策量を算出しております。	防災局	66
	全般							各アクション項目について 各アクション項目で市町村によって実施するとされる内容は、基本的に財政面での裏付けがないと対応が出来ないと思われれます。	各アクション項目については、県として地震被害(人的被害及び経済被害額)を半減するために必要な施策でありますので、各市町村のご協力をお願いします。	防災局	67